2.24団体交渉報告

北大は非正規雇用職員の3年期限撤廃を求める 1243筆の署名に応え、一歩踏み出せ! 今解決しなければ 研究・教育の現場はますます疲弊する

- - 大学側の主な回答 - -

(雇用期限について)

「組織の活力を維持していくために3年期限の雇用は必要と感じている。ただし一律に3年でいいかという問題もあるので、特別の理由があれば3年を越えることもできる。謝金雇用から非正規雇用にかわった方の多くが今年3月で期限を迎えるが、これについても他と同様に個別に判断していく。」

(正規職員化について)

「正規職員の採用については、資格が必要などの特別な場合を除き、統一採用試験で公平性を保っており、その他の採用については考えていない。」

北海道大学教職員組合 2011年3月

他の項目について (待遇について)

2010年4月以降の採用者に適用される非正規雇用職員の賃金体系が明らかになりました。(下表参照)

(上申書数·雇用継続数) 2010年4月の雇用延長数は 105名(上申書数は公開せず)

(3年を越えた雇用継続の基準)

特別のプロジェクト、資格・技能が必要なケース、年度 途中での雇用期限など

(雇用に関する手続き)

採用時の非正規雇用職員に対して労働条件を説明し署名・捺印してもらうことを考えている。

離職証明書についても問題が発生しないようにしたい。

札幌地域

[短時間勤務職員]

職名:事務補助員、技術補助員

[契約職員]

職名:事務補佐員、技術補佐員

経過年数 (高校卒業後)	時給
1年未満	820
1年以上	850
2年以上	880
3年以上	910
4年以上	940
5年以上	970
6年以上	1,000
7年以上	1,030
8年以上	1,060
9年以上	1,090
10年以上	1,120

経過年数 (高校卒業後)	日給
1年未満	6,400
1年以上	6,630
2年以上	6,860
3年以上	7,090
4年以上	7,320
5年以上	7,550
6年以上	7,780
7年以上	8,010
8年以上	8,240
9年以上	8,470
10年以上	8,700

団体交渉項目

- 1. 非正規雇用職員の雇用期限を撤廃すること。
 - (ア)いわゆる「謝金」雇用から非正規雇用職員に 身分が変更になったため、長年継続的に勤務 しながら、大学側の都合で一方的に期限のつ けられた非正規雇用職員については継続雇 用すること。
 - (イ)恒常的に業務が存在する場合には、その業務 に従事する職員は正規雇用職員とすること。 そのために現在勤務している非正規雇用職員 を正規雇用するための方策を講ずること。
- 2. 非正規雇用職員の待遇を抜本的に改善すること。
 - (ア)同一労働・同一賃金を原則とし、非正規雇用 職員が独立生計可能な賃金を保証すること。
 - (イ)非正規雇用職員の賃金体系を明示すること。
 - (ウ)賃金については、勤務年数等に基づき決定すること。
- 3. 非正規雇用職員の3年を越える雇用について、 2009年10月20日の団体交渉以降の各部局から の上申書数および雇用継続数を明らかにするこ と。
- 4. 雇用の継続を規定している就業規則6条2項の 基準を明確化すること。
- 5. 雇用に当たっては労働法体系に則り、法的に問 題のない手続きをとること。
 - (ア)採用時には非正規雇用職員の署名・捺印の ある雇用契約書を取り交わすこと。
 - (イ)退職時には、速やかに離職証明書などを発行 し、雇用保険の受給など退職者の有する諸権 利を侵害することの無いようにすること。